

第77号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第18条の3」を「第18号の3」に改める。

第31条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改め、同条第5項第6号中「同条同項第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項及び第31条の4第5項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

消防法施行令の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 条例で引用する消防法施行令の条項「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。(第31条の4関係)
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日。ただし，2(2)については，公布の日